



公 示 第 171 号

企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、別紙のように公告する。

1、規約第7条の基金の代議員の定数

新:34人 旧:40人

2、適用年月日

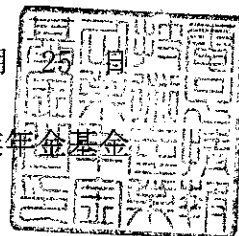
令和 7 年 4 月 1 日

3、所轄厚生局届出年月日

令和 7 年 2 月 28 日

令和 7 年 3 月 25 日

電子情報技術産業企業年金基金



新旧対照条文

新	旧
第1条～第6条 (略) (代議員の定数) 第7条 基金の代議員の定数は、<u>34</u>人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。 第8条～第119条 (略) 附 則 <u>この規約は、令和7年4月1日から施行する。</u>	第1条～第6条 (略) (代議員の定数) 第7条 基金の代議員の定数は、<u>40</u>人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。 第8条～第119条 (略)